

令和5年度

令和5年9月1日以降
母乳育児相談(デイサービス1型)、訪問(アウトリーチ型)
は事前申請不要!! 対象者にお送りしている利用券があれば、直接利用施設等に申込みが可能となりました。

敦賀市産後ケア事業のご案内

このようなことはありませんか??

*授乳がうまくいなくて相談したい *赤ちゃんのお世話、これでいいのかな?

*とにかく不安がいっぱい... *自分のこと、赤ちゃんのことを相談したい

*手伝ってくれる人がいなくて身体を休められない



当てはまる方はぜひ産後ケアをご利用ください!



敦賀市では、産後のお母さんが安心して過ごせるよう助産師等による育児相談や乳房ケアなどが受けられる産後ケア事業を実施しています♪

利用できる方

敦賀市に住民票がある出産後1年未満のお母さんと赤ちゃん
(流産や死産をされた方も利用できます。入院治療が必要な場合は対象外です。)

ケアの内容

- *お母さんのケア(健康状態のチェック、乳房ケアなど)
 - *赤ちゃんのケア(体重、健康状態チェックなど)
 - *育児に関する相談・指導(授乳や沐浴)など
 - *休息(睡眠)のための援助・食事の提供...宿泊・日帰りのみ
- ※利用される方の状況や希望によってケアの内容は異なります

ケアの種類

種類	母乳育児相談 (デイサービス1型)	訪問 (アウトリーチ型)	日帰り (デイサービス2型)	宿泊 (ショートステイ型)
利用券の有無	有	有	無(要事前申請)	無(要事前申請)
対象	出産後1年未満		出産後4か月未満	
利用時間	1回 2時間未満	1回 2時間未満	1日 ※最大6時間 (午前10時~午後4時)	1泊2日 連続の利用も可 (午前10時~翌午後4時)
利用者負担金	1回 350円	1回 500円	1日 1,500円	1日 2,800円
利用回数・ 日数上限	通算2回まで	通算2回まで	通算2回まで	通算7日まで

※宿泊は0時から24時までを1日と数えます。

※市民税非課税世帯、生活保護世帯は、健康推進課への事前(利用日の1週間程前)により利用料が免除されます。申請時、本人確認書類、産後ケア利用券が必要となります。

利用の流れ

～母乳育児相談(デイサービス1型)、訪問(アウトリーチ型)の場合～

①利用施設等に申し込む

- ・ 利用可能な施設等を確認のうえ、事前に各施設等へ連絡しお申込みください。
※ 施設の状況により希望に添えない場合があります。

②利用する

- ・ 産後ケア利用券、母子健康手帳、利用者負担金、健康保険証(母乳育児相談の時のみ)をご持参ください。
- ・ 利用後、利用者負担金を各施設等にお支払いください。

～日帰り(デイサービス2型)、宿泊(ショートステイ型)の場合～

①健康推進課に利用申請をする

- ・ 健康推進課(健康センターはぴふる)へ母子健康手帳を持ってお越しください。
※申請手続きに1週間程度かかりますので余裕をもってお申し込みください。
※妊娠中の相談・申請も可能です。
※来所が難しい方はご相談ください。

②利用申請受理書を送付します

③利用する

- ・ 母子健康手帳、利用申請受理書をご準備ください。
その他の持ち物や注意事項については、利用申請受理書に同封する案内をご覧ください。
- ・ 利用後、利用者負担金を各施設にお支払いください。

利用施設等



〈ホームページ〉

施設名 (電話番号)	住所	実施内容		
		母乳育児相談 (デイサービス1型)	日帰り (デイサービス2型)	宿泊 (ショートステイ型)
いちご助産院 (0770-36-1139) (090-7740-9475)	神楽町1丁目	●	●	
井上クリニック (0770-21-4103)	木崎	●	●	●
たきざわ助産院 産前産後の家 (0770-22-0928)	三島町2丁目	●	●	●
市立敦賀病院 (0770-22-3611)	三島町1丁目	●		●

※アウトリーチ型の訪問助産師は利用券の裏面又はホームページでご確認ください。

<産後ケアに関する問い合わせ・申請> 敦賀市健康推進課(健康センターはぴふる)
敦賀市中央町2丁目16番52号 ☎(0770)25-5311